

健全化判断比率等の算定方法（案）

平成19年9月現在

実質赤字比率＝	一般会計等の実質赤字
	標準財政規模

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等 = 一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの
 (= 当該団体の普通会計に相当する会計)
 - (イ) 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業
 (=法適用企業)に係る特別会計
 - (ロ) 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの
 (=法非適用企業)に係る特別会計
 - (ハ) 上記(イ)及び(ロ)のほか、政令で定める特別会計
 (=国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業等に係る特別会計)
- 実質赤字 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
 - ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 = 形式赤字 + (継続費の繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
 - ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 標準財政規模 = 地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む）

連結実質赤字比率＝	連結実質赤字額
	標準財政規模

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- 連結実質赤字額 = 次の(イ)及び(ロ)の合計額が(ハ)及び(ニ)の合計額を超える場合の当該超過額

(イ) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

- ・ 資金の不足額については、後述の「資金不足比率」の算定に用いる「資金の不足額」と同じ算式とする予定。
- ・ 「建設改良費等以外の経費」に係る建設改良費に準ずる経費の範囲については、検討中

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

- ・ 資金の剰余額（法適用企業） = 流動資産－流動負債－建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- ・ 資金の剰余額（法非適用企業） = 実質黒字－建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

- 実質黒字 = 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該超過額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{の3カ年平均}$$

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

● 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

● 将来負担額の内容

- (イ) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ・ 満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高。
- (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ・ 地方債残高に準ずる債務（後年度の支払額が確定している債務で、複数年度にわたって支払を行うこととなるもの）を負担している債務負担行為や土地開発公社に対する依頼土地の再取得に係る債務負担行為による支出予定額のうち、一般会計等負担部分を基本に計

上する予定。

- ・ 地方債残高に準ずる債務を負担している債務負担行為は、実質公債費比率における地方財政法施行令第 11 条第 4 号に定められている準元利償還金の支出の元金償還に対応する支出予定額（ストック）を想定。
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 企業債残高のうち総務省で定める方法に基づき算定。
 - ・ 具体的な計上方法については検討中。
- (ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ 実質公債費比率における地方財政法施行令第 11 条第 3 号に定められている準元利償還金の支出の元金償還に対応する支出予定額（ストック）を想定。
 - ・ 具体的には、組合等に設置されている会計毎に各団体の負担等見込額が明らかな場合は当該額を、明らかでない場合は実質公債費比率における準元利償還金の算定方法を参考とした総務省で定める算定方法に基づいて算定される額を計上。
- (ホ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 総務省で定める支給予定額算定方法に基づいて算定される額を計上。
 - ・ 具体的には、前年度末に一般会計等でその給料を負担している職員のうち、特別職については個別に支給予定額を算定、一般職については基本額と調整額のそれぞれについて当該団体において退職手当を支給すべき職員数と退職手当支給率等に基づく簡便な算定方法に基づく支給予定額を算定し、それらの合計額を計上（退職手当組合に加入している場合にはその積立額等も勘案）。
- (ヘ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 設立法人については、地方独立行政法人・土地開発公社・地方道路公社を想定。
 - ・ 「その者のために債務を負担している場合」とは、出資比率等にかかわらず、当該者の金融機関からの借入金等について地方公共団体が損失補償債務等を負担している場合。
 - ・ 以上の負債又は債務の額のうち、一般会計等において実質的に負担が見込まれる額の算定方法については検討中。
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 組合等に連結実質赤字額がある場合のみ算定するものであり、具体的には、加入団体の負担等見込額が明らかな場合は当該額を、明らかでない場合は案分して計上。

● 将来負担額から控除されるもの

(リ) 上記(イ)から(へ)までに充当することができる地方自治法第 241 条の基金

- ・ 基金の種類は広く捉えることを予定しているが、法令により設置が義務付けられる基金（災害救助基金及び介護保険財政安定化基金）及び財産区に係る基金は除くこととする。
また、基金造成の原資に、国や都道府県の補助金等が充てられている場合は、当該補助金等相当額を控除するとともに、基金に属する財産のうち、現金、預金、国債、地方債等を充当可能基金の対象とする。

(ヌ) 特定財源見込額

- ・ 上記(イ)から(ニ)までに充当先がある特定の歳入の見込額を計上。

(ル) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---------	--------------------------------------

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

● 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝ 流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産（－計画赤字の額）

資金の不足額（法非適用企業）＝実質赤字額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高（－計画赤字の額）

- ・ 「建設改良費等以外の経費」に係る建設改良費に準ずる経費の範囲については、検討中
- ・ 「計画赤字の額」の具体の対象事業・算定方法については、検討中
- ・ 地域開発事業における流動資産の算定方法（完成土地の金額の計算方法等）については検討中

● 事業の規模 ＝ 営業収益 － 受託工事前受金

（法非適用企業にあつては、その相当額）

- ・ 地域開発事業における事業の規模の算定方法については検討中